信用金庫ご担当者用

22.07 改訂

団体信用生命保険　申込書兼告知書

加入手続き要領

団体信用生命保険への加入手続きにあたり、以下の事項について**加入申込者（被保険者となる方）に必ずご説明のうえお手続きいただきますようお願い申しあげます。**

1．「申込書兼告知書」をご記入いただく前に加入申込者にお願いしたいこと

加入申込者に「申込書兼告知書」を交付の際は、以下の点について必ずご説明ください。

（チェック欄）

□	**「ご加入にあたって～【意向確認】（ご加入前のご確認）～」をお読みいただき、保障内容等が意向に合致しているか、ご確認いただくこと**
□	**「契約概要」「注意喚起情報」には、団体信用生命保険に関する重要事項が記載されているので、お申込み前に必ずお読みいただくこと**
□	**「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない（＝債務が弁済されない）場合」など、加入申込者に不利益となる場合の情報が記載されていること**
□	**「告知に関する重要事項」には、正しい告知（記入）をしていただくためにご認識いただきたい事項が記載されていること** ①「申込書兼告知書」の記入にあたっては、「申込書兼告知書の記入要領」を参考に加入申込者ご本人にありのままを正確にもれなく告知（記入）していただく必要があること ②岡崎信用金庫のご担当者および引受生命保険会社職員等に現在の健康状態等を口頭でお話しいただいても「申込書兼告知書」にご記入いただかなければ、告知していただいたことにならないこと ③傷病歴等がある場合でも必ずしも加入をお断りするものではないので、必ずありのままを正確にもれなく告知（記入）していただく必要があること ④「申込書兼告知書」にて事実を告知（記入）されなかったか、または事実と異なることを告知（記入）された場合には、告知義務違反として解除され、保険金のお支払いがされず債務が残ることがあること
□	**「借り換え融資」の場合は、以下の点を十分に確認し、加入申込者にご理解いただくことが重要であること** ①借り換え前の保障は終了し、あらためて保険契約にご加入いただくので、借り換え前の契約からの継続的な保障はないこと ②新規融資に伴うご加入と同様、加入申込者には告知義務があること ③告知が必要な傷病歴等がある場合、告知いただいた健康状態によってはご加入ができないことや、その傷病歴等を正しく告知されなかったために、告知義務違反として解除され、保険金のお支払いができないことがあること
□	**加入申込者ひとりあたりの保険金額には、他のご融資も含め、この団体信用生命保険で限度額があること。および一体運営をしている団体信用生命保険（３大疾病保障特約付団体信用生命保険、がん保障特約付団体信用生命保険等を含む）にご加入の場合、通算した限度額があること**

2．加入申込者に「正しい告知」をしていただくためにご担当者にお願いしたいこと

（チェック欄）

□	**正しいありのままの告知を妨げるような行為や言動は、絶対に行なわないでください。** ①加入申込者から告知の要否を聞かれた場合は、必ずありのままを告知していただくようご説明ください。 ②「軽いものだから告知しなくても良いのではないか」など、加入申込者が「告知しなくても良い」と誤った認識をするような説明は行なわないでください。 ③正しい告知を妨げたことにより告知義務違反に該当し、保険金をお支払いできなかった場合、被保険者のご遺族等に債務が残ることとなり、**保険金受取人である岡崎信用金庫も含めた重大なトラブル**につながります。また、この場合、保険金受取人である岡崎信用金庫においても本保険契約による債権保全ができなくなります。
□	**告知に関してご不明な点がある場合には、加入申込者から事務幹事保険会社の照会先にお問い合わせいただいてください。なお、ご加入のお引き受け諾否についてはお答えしかねます。**

※このページを切り取って２枚目以降を加入申込者にお渡し願います。

3．加入申込者から「申込書兼告知書」を受け取る際にご確認いただきたいこと

加入申込者から「申込書兼告知書」を受付の際は、以下の点についてご確認ください。

（チェック欄）	
□	**加入申込者ご本人にご記入いただいているか** 連帯債務で、夫婦連生を利用する場合は、加入申込者それぞれの「申込書兼告知書」の提出が必要です
□	**同意欄について、加入申込者が次の事項をご承知のうえで「申込書兼告知書」の同意欄に同意チェックされているか** ①「申込書兼告知書（お客さま控）」裏面の「団体信用生命保険のご説明」および「個人情報の取扱いについて」を承知し、同意していること ②「告知事項」にご記入いただいた内容は事実に相違ないこと。記入内容が事実と相違した場合は契約を解除されても異議のないこと。また、事務幹事保険会社が事実の確認が必要と認めた場合には、その確認に必要な便益を提供し、治療情報の開示に同意していること
□	**確認欄について、加入申込者が次の事項をご承知のうえで「申込書兼告知書」の確認欄に確認チェックされているか** ①「団体信用生命保険　重要事項に関するご説明（「契約概要」「注意喚起情報」）」の内容についてご理解いただいていること ②保障内容等が意向に合致していること ③追加での告知事項がないこと
□	**「申込書兼告知書」に記入もれ・同意欄、確認欄のチェックもれ・訂正がある場合、訂正箇所数と署名もれ等はないか** 特に、「告知事項あり」の場合、右側詳細記入欄は、すべての項目について表示（マル囲み）・記入があることを確認したか（詳細は「申込書兼告知書の記入要領」を参考にご確認ください）
□	**告知の内容によっては、医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあることをご説明したか**
□	**「契約概要」「注意喚起情報」および「申込書兼告知書（お客さま控）」は、融資手続書類とあわせて必ず大切に保管していただくことをご説明したか**
□	**融資金額（保険金額）が所定の金額を超える場合には、所定の専用診断書をご提出いただいていることを確認したか** **※所定の専用診断書とは「団体信用生命保険等　専用診断書」です。**
□	**ご夫婦で連帯債務の場合、夫婦連生を利用するか意思確認を行ない、「申込書兼告知書」右上部の所定欄にご記入いただいたか**

4．加入手続きにあたりご留意いただきたいこと

（チェック欄）	
□	**団信付保を融資実行の条件とする場合は、申込書兼告知書の受領等、所定の加入手続きを必ず行なったうえで融資実行すること**
	以下の場合は、事務幹事保険会社の事前査定が必要であり、査定が完了するまでに時間を要することから、速やかに事務幹事保険会社に加入手続書類を提出し、事務幹事保険会社の承諾が得られたことを必ず確認のうえ、融資実行をすること ・告知事項のいずれかが「あり」の場合 ・融資金額（保険金額）が所定の金額を超え、別途、所定の専用診断書の提出が必要な場合 （※事務幹事保険会社の承諾がないままで融資を実行することのないよう留意すること）

加入申込みをされるお客さまへ

（大切に保管してください）

必ずお読みください

団体信用生命保険　重要事項に関するご説明

ご加入にあたって～【意向確認】（ご加入前のご確認）～

（チェック欄）

□	この「団体信用生命保険　重要事項に関するご説明」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を「契約概要」、ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を「注意喚起情報」に記載していますので、「申込書兼告知書」のご記入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。なお､記載の事項は、概要や代表的な事例を示しています。
□	また、「申込書兼告知書（お客さま控）」裏面の「団体信用生命保険のご説明」・「個人情報の取扱いについて」もあらかじめお読みください。
□	ご家族の方々にもこの保険の内容についてあらかじめご説明いただき、「契約概要」「注意喚起情報」および「申込書兼告知書（お客さま控）」は、融資手続時の書類とあわせて大切に保管くださいますようお願いいたします。

◇ご意向の確認のために必ずお読みください

□	お申込みにあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて、保障内容等がご意向に合致した内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。
□	ご確認いただいたうえで、申込書兼告知書の確認欄に確認チェックをご記入ください。

※記載内容をご確認いただき、□にチェックをお願いいたします。

記 載 内 容

契約概要

- 商品の特徴（しくみ）は
- 契約関係を知りたい
→ 1．保険商品名称と特徴 (P2)
- 保障内容（保険金額等）は → 2．お引受条件・保障内容について (P2～3)
- 保険金が支払われるケースは → 3．保険金のお支払いについて (P3～4)
- 引受会社を知りたい → 4．引受生命保険会社について (P4)

注意喚起情報

- 告知の重要性
- 借り換え融資の注意点は
→ 1．告知に関する重要事項 (P5)
- 保障はいつから始まるのか → 2．保障開始日について (P6)
- 保険金が支払われないケースは → 3．保険金をお支払いできない場合について (P6～7)
- 保険金の請求時の注意点は → 4．保険金請求時の注意 (P7)
- クーリング・オフの対象か → 5．クーリング・オフ制度（対象外） (P7)
- 保険会社の破たんリスクは → 6．生命保険契約者保護機構 (P8)
- 申込書兼告知書の書き方は → 7．照会・相談窓口 (P8)
- その他の留意事項は → 8．保険金のお支払いに関する手続き等の留意事項 (P8)

その他

- 個人情報の利用と保護等 → 個人情報の取扱いについて　他 (P9)

－　裏面以降も必ずお読みください　－

必ずお読みください

契　約　概　要

1．保険商品名称と特徴

1．商品名称

団体信用生命保険

2．この商品の特徴について

この保険は、岡崎信用金庫を保険契約者および保険金受取人とし、その岡崎信用金庫から住宅ローン等の融資を受けている債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に、死亡または所定の高度障害状態(＊1)に該当された場合に、引受生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である岡崎信用金庫に支払い、その保険金が被保険者の債務の返済に充当されます。

なお、ご夫婦で連帯債務となられるときはご夫婦のそれぞれが所定の加入条件を満たした場合に夫婦連生(＊2)を利用してのご加入も可能です(＊3)。

(＊1)所定の高度障害状態については、「3．保険金のお支払いについて(P3〜P4)」または「申込書兼告知書(お客さま控)」裏面をご確認ください。

(＊2)ご夫婦のいずれかの被保険者が保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに、その被保険者の住宅持分にかかわらず、債務残高に対して保険金が支払われます。

(＊3)保障開始日以降は加入形態の変更（例：単独加入→夫婦連生）はできません。

□契約関係のイメージ

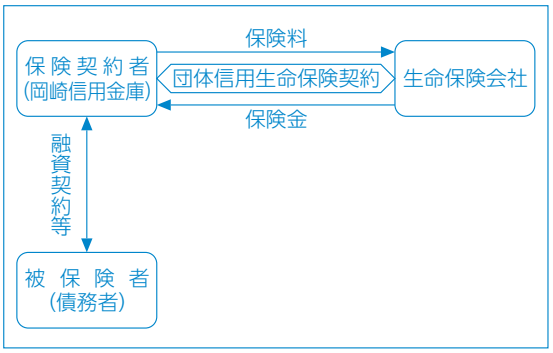

□保険金額のイメージ

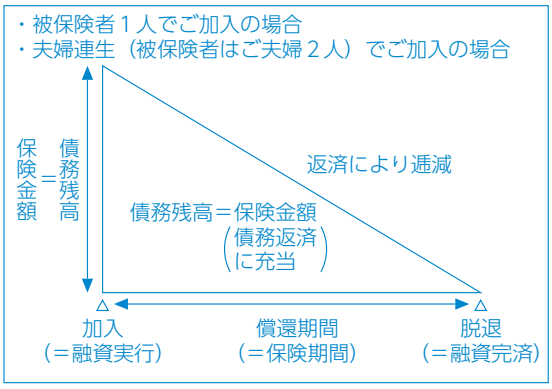

2．お引受条件・保障内容について

お引受条件・保障内容の概要については、次のとおりです。詳しくは、保険契約者である岡崎信用金庫にお問い合わせください。

(1) 加入対象者

新たにご融資を受けられる方のうち、加入可能な年齢かつ事務幹事保険会社がご加入を承諾した方

なお、夫婦連生を利用する場合は、新たにご融資を受けられるご夫婦のお二人ともについて、所定の年齢の範囲内であること、かつ、事務幹事保険会社の加入承諾が必要です。

※夫婦連生をご利用できるご夫婦とは、戸籍上のご夫婦のほか、婚約関係にある方、内縁関係にある方または同性パートナー関係にある方です。

(2) 加入手続き

融資が実行されるまでに「申込書兼告知書」をご提出のうえ、加入諾否をご確認ください。

融資金額（保険金額）が所定の金額を超える場合に、事務幹事保険会社所定の専用診断書をご提出いただくことや告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。

(3) 保障開始日

「注意喚起情報　2．保障開始日について(P6)」をご参照ください。

(4) 保険金額

債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（逓減）します。

この団体信用生命保険には、他のご融資も含め、被保険者ひとりあたりの保険金額に所定の限度額があります。また、今回のお申込みとは別の団体信用生命保険（３大疾病保障特約付団体信用生命保険、がん保障特約付団体信用生命保険等を含む）にご加入の場合、通算した所定の限度額もあります。いずれの場合も、限度額を超えたお申込みは無効となりま す。なお、所定の限度額については、保険契約者である岡崎信用金庫にご確認ください。

(5) 保険期間

債務の償還期間、定められた期間または所定の年齢に達するまでの期間となります。

(6) この契約からの脱退事由

・債務（融資金額）を完済されたとき
・保険金のお支払事由に該当されたとき
・夫婦連生の場合は、ご夫婦いずれかの被保険者が保険金のお支払事由に該当されたとき
・所定の年齢に達したとき(*)等

(*) 夫婦連生の場合、ご夫婦いずれかの被保険者が所定の年齢に達したときは、以降は他方の被保険者おひとりでの保障が継続されます。

３．保険金のお支払いについて

保険期間中に死亡、所定の高度障害状態に該当されたときに保険金が支払われます。

被保険者が次のいずれかに該当された場合に、岡崎信用金庫に保険金をお支払いいたします。

※死亡保険金、高度障害保険金は、重複して支払われません。また、いずれかの保険金のお支払事由に該当されたときには、団体信用生命保険からの脱退となります。

※夫婦連生の場合、夫婦が同時に保険金のお支払事由に該当したとき、債務残高を上限として保険金が支払われます（夫婦それぞれの保険金額を合算し債務残高を超過して保険金が支払われることはありません）。

※保険金をお支払いできない場合については、「注意喚起情報　３．保険金をお支払いできない場合について（P６～7）」をご参照ください。

名　称	支払事由
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき
高度障害保険金	保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に次のいずれかの高度障害状態に該当されたとき **①両眼の視力を全く永久に失ったもの（※１）** **②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（※２）** **③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（※３）** **④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（※３）** **⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの（※４）** **⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの（※４）** **⑦１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの** **⑧１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの**

－　裏面以降も必ずお読みください　－

（備考）

※１　眼の障害（視力障害）

⑴視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

⑶視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

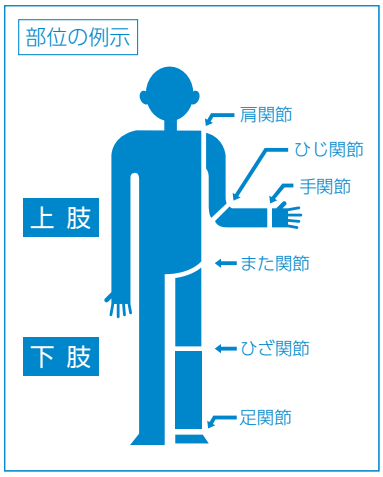

※２　言語またはそしゃくの障害

⑴「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

③声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

※３　常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

※４　上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

４．引受生命保険会社について

保険契約者の指定する複数の保険会社がお引き受けすることができる契約形態の団体保険です。

この保険契約は、保険契約者が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。

この保険契約が共同取扱契約の場合は、事務幹事保険会社である明治安田生命保険相互会社が他の引受生命保険会社の委任を受けて事務を行ないます。

引受生命保険会社は、それぞれの引受割合（引受金額）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負うものであり、相互に連帯しません。

なお、引受生命保険会社および引受割合（引受金額）は変更となることがあります。引受生命保険会社については、保険契約者である岡崎信用金庫へお問い合わせください。

注　意　喚　起　情　報

1．告知に関する重要事項

※記載内容をご確認いただき、□にチェックをお願いいたします。

申込書兼告知書にご記入いただく事項は重要ですので、正しくもれなくご記入ください。

（チェック欄）

□	**〔告知の重要性について〕** この保険への加入申込みの際に、この「申込書兼告知書」でおたずねする現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態等について、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。 この書面による告知は、事務幹事保険会社が公平にご加入をお引き受けするかどうかを決める重要な事項ですので、告知日（記入日）現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態等についてこの「申込書兼告知書」でおたずねすることに、必ず加入申込者ご本人が事実をありのままに正確にもれなく告知（記入）してください。 なお、告知いただいた健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承願います。
□	**〔口頭でお話しされても告知とはなりません〕** 岡崎信用金庫の職員・引受生命保険会社職員（営業職員・ご照会窓口担当者等を含む）等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、「申込書兼告知書」にありのままを正確にもれなくご記入ください。
□	**〔傷病歴等がある場合でもお引き受け可能なケースがあります〕** ご加入にあたっては、加入申込者のお身体の状態に応じてお引き受けの判断をしております。告知いただいた健康状態によってはご加入をお断りすることもありますが、傷病歴等がある方を必ずしもお断りするものではありませんので、ありのままを正確にもれなく告知してください。
□	**〔保険金をお支払いできないことがあります〕** 「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったかまたは事実と異なることを告知された場合、保障開始日から２年以内であれば「告知義務違反」として解除されることがあり、保険金のお支払いができずに債務が残ることがあります。 次のような事例は、事実を告知されなかったかまたは事実と異なることを告知された場合に該当します。 ①　医師の治療（指示・指導を含む）を受けているにもかかわらずその旨の記入がされていない。 ②　実際に治療している病名と異なる病名を記入された。 ③　２種類の病気について治療を行なっているにもかかわらず、１つの病気のみを記入された。
□	告知義務違反の内容が特に重大な場合、保障開始日から２年を超えていたとしても、詐欺による取り消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、保険契約者からすでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

借り換え融資をご利用の方は、以下もあわせてご確認ください。

借り換え前にご加入いただいていた団体信用生命保険契約からの継続的な保障はありません。

□	**〔借り換え融資について〕** 借り換えにより新たな融資をご利用される場合には、借り換え前にご加入いただいていた団体信用生命保険契約（特約付の団体信用生命保険を含む）から脱退となり、あらためて団体信用生命保険にご加入いただくことになりますので、借り換え日または事務幹事保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日が新たな保障開始日となります。 **借り換え前にご加入いただいていた団体信用生命保険契約（特約付の団体信用生命保険を含む）からの継続的な保障はありません。**
□	新規融資に伴うご加入と同様、借り換えの時点であらためてこの「申込書兼告知書」でおたずねする現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態等について、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。
□	告知が必要な傷病歴等がある場合、告知いただいた健康状態によっては、新たなご加入をお断りすることがあります。また、その傷病歴等を正しく告知されなかったために告知義務違反として解除となり保険金のお支払いができないことがあります。

－　裏面以降も必ずお読みください　－

2．保障開始日について

融資実行日または事務幹事保険会社が承諾した日のいずれか遅い方の日から保障を開始します。

(1) 保障開始日は、融資実行日（借り換え融資の場合は、借り換え日）または事務幹事保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。借り換えにより新たな融資をご利用のうえ加入される場合には、借り換え前の契約の保障は継続されません。

(2) 岡崎信用金庫の職員・引受生命保険会社職員等には保険への加入を決定し、保障を開始させるような代理権がありません。

3．保険金をお支払いできない場合について

※記載内容をご確認いただき、□にチェックをお願いいたします。

正しい告知をされない場合等、保険金をお支払いできないことがあります。

被保険者が次のような事由に該当する場合には、保険金をお支払いできないことがあります。十分ご確認のうえ「申込書兼告知書」をご記入ください。

□ 保障開始日(*)から１年以内に自殺されたとき

（*）保障開始日は、融資実行日（借り換え融資の場合は、借り換え日）または事務幹事保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。

□ 被保険者の故意により高度障害状態に該当されたとき

□ 夫婦連生の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意により、他方の被保険者が死亡または高度障害状態に該当されたとき

□ 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態に該当されたとき

□ 戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当されたとき
（その程度により全額または削減してお支払いする場合があります。）

□ 告知義務違反による解除

「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって、「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったかまたは事実と異なることを告知された場合、保障開始日から２年以内については「告知義務違反」として解除される場合があります（お支払事由が発生した後であっても解除される場合があります)。なお、告知義務違反の内容が特に重大な場合、保障開始日から２年を超えていたとしても詐欺による取り消しを理由として保険金をお支払いできないことがあります。

□ 詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が取り消しとされた場合、または、保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があって、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が無効とされた場合

□ 重大事由による解除の場合

保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大な事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が解除された場合

保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因とする高度障害状態は、高度障害保険金のお支払いの対象とはなりません。

□　保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき
その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしてもお支払いの対象とはなりません。

＜高度障害保険金のお支払いの具体例＞

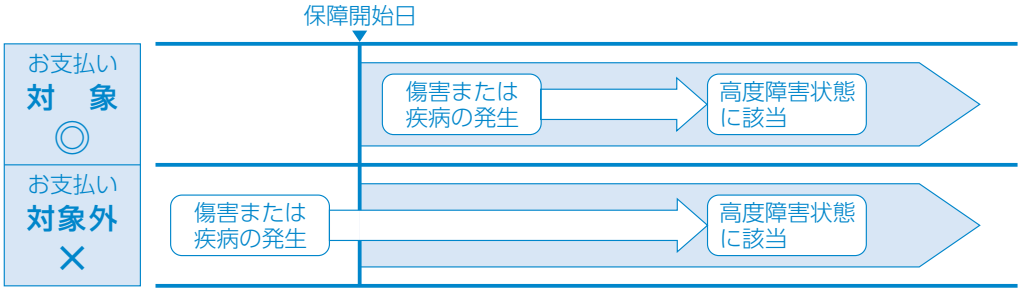

※高度障害状態の原因となる傷害や疾病が保障開始日よりも前に発生しているときは、お支払いの対象とはなりません。

4．保険金請求時の注意

死亡保険金のご請求時には、お亡くなりになる前に高度障害状態に該当していなかったかどうか、十分にご確認ください。

死亡保険金または高度障害保険金は、保険金受取人からの請求に基づいて支払われます。

保険金額はお支払事由該当時の債務残高を基準に定まりますので、両方の保険金のお支払事由（死亡または所定の高度障害状態）に該当していた場合、該当時期が異なることにより死亡保険金と高度障害保険金の保険金額が異なる場合があります。

例えば、高度障害保険金のお支払事由該当後も高度障害保険金のご請求のないまま債務のご返済を継続されてお亡くなりになられた場合は、高度障害保険金のお支払事由該当時の債務残高が、死亡時の債務残高を上回ることとなります。その状況において、高度障害保険金でなく死亡保険金でのご請求がありますと、高度障害保険金よりも少額の死亡保険金が支払われることとなってしまいますので、十分ご留意願います。

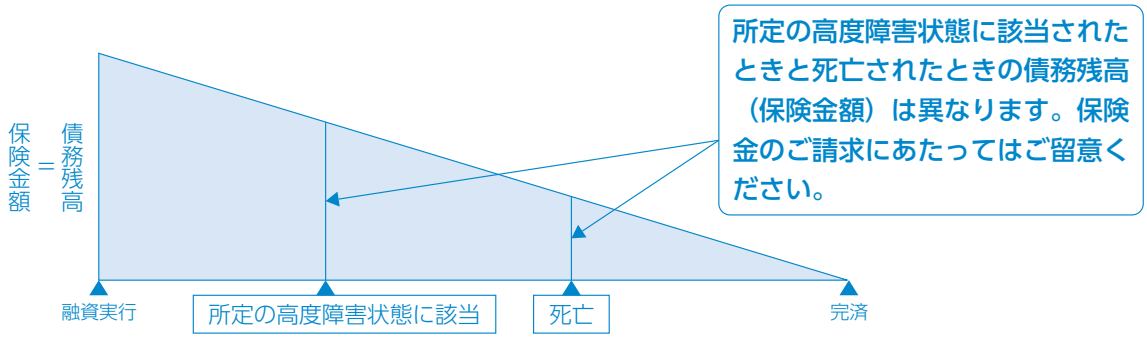

5．クーリング・オフ制度

この保険は、岡崎信用金庫の団体を保険契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方の加入申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

－　裏面以降も必ずお読みください　－

6．生命保険契約者保護機構

この契約の引受生命保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の会員である引受生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、保険金額が削減されることがあります。

詳細については、保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構　TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）　午前９時～正午、午後１時～午後５時
ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

7．照会・相談窓口

◇この団体信用生命保険契約に関するご照会【「申込書兼告知書」記入方法に関するご照会】

「申込書兼告知書」の記入方法についてご不明な点がある場合は、保険契約者である岡崎信用金庫にご照会いただくかまたは事務幹事保険会社である明治安田生命保険相互会社の以下の窓口までご照会ください。

なお、**ご加入のお引き受け諾否についてはお答えいたしかねます**ので、あらかじめご了承ください。

〈ご照会先〉	明治安田生命保険相互会社　団体信用生命保険ご照会窓口 0120－883－740 受付時間　：　平日（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）　9：00～17：00
	※ご融資に関するお問い合わせは、岡崎信用金庫へご照会ください。

◇生命保険協会における「生命保険相談所」について

・この制度に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。

・（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・ＦＡＸは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレスhttps://www.seiho.or.jp/)

・なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１ヵ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

8．保険金のお支払いに関する手続き等の留意事項

⑴万一、被保険者にお支払事由が生じた場合には、保険金受取人である岡崎信用金庫からの請求に応じて保険金のお支払いを行ないますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに岡崎信用金庫の窓口にご連絡いただく必要があります。従って、**保険の内容についてご家族の方々にもあらかじめご説明ください。**ご連絡が遅れた場合、または岡崎信用金庫へのご返済が遅延している場合には、保険金を債務に充当後も利息等の一部について債務が残ってしまうことがあります。

⑵お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、事務幹事保険会社ホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/）等にも記載しておりますのであわせてご確認ください。

⑶保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから３年間請求がないときには消滅しますのでご注意ください。また、被保険者の治療情報等について生命保険会社が医療機関等へ事実の確認を行なうことがあります。その事実の確認に際し、被保険者等が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、生命保険会社は確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金をお支払いいたしません。

個人情報の取扱いについて　－保険契約者と生命保険会社からのお知らせ－

この「申込書兼告知書」に記載の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）は、本書面に記載の保険契約者である岡崎信用金庫（以下、「契約者」といいます。）が取得し、ローン残高とともに契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）に提供いたします（ご提出いただいた医師の診断書等の個人情報を含みます。）。

契約者は、当該保険の運営において入手する被保険者の個人情報を、本保険契約の事務手続き（申込・諾否決定の確認・保険金請求計算等の維持管理）に利用します。

生命保険会社は、契約者から提供された被保険者の個人情報を、各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用(*)し、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、被保険者の個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

引受生命保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、被保険者の個人情報は変更後の引受生命保険会社に提供されます。

なお、事務幹事保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/）をご参照ください。

(*) 保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他の必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

申込書兼告知書のご提出にあたって

(1)「申込書兼告知書」をご提出される前に、再度告知事項を見直し、現在および過去における告知事項にもれがないことを確認ください。告知事項にもれがある場合には、万一の場合に保険金のお支払いができず債務の返済に充当できなくなりますので、十分にご注意ください。（詳細は、「注意喚起情報」をご参照ください。）

(2)当申込には有効期間があります。告知日（記入日）から有効期間内にご融資が実行されなかった場合は、再度「申込書兼告知書」をご記入のうえお申込みいただくことになります。なお、その時点で再度加入査定が行なわれますので、この保険に加入できない場合もあります。（有効期間については、岡崎信用金庫にご確認ください。）

(3)告知いただいた内容に基づく加入諾否の結果については、この「申込書兼告知書」をご提出いただいた後、保険契約者である岡崎信用金庫からご連絡いたします。

(4)ご提出いただきました「申込書兼告知書」や診断書等の書類につきましては、加入諾否にかかわらず返却いたしませんのでご了承ください。

ＭＹ－Ａ－22－ＬＦ－005233

以下の要領に沿って、告知日現在の状況をありのままもれなくご記入ください。

申込書兼告知書の記入要領

消せるボールペンは使用しないでください。

同意欄をご確認のうえ同意チェックをご記入ください。

ご提出時にご確認のうえ確認チェックをご記入ください。

不明な点につきましては、「重要事項に関するご説明」をご確認いただくか、岡崎信用金庫の窓口または事務幹事会社までお問合せください。

この「申込書兼告知書」に記入する日をご記入ください。(日付印は使用しないでください)

借入予定日現在の満年齢をご記入ください。

「告知事項」の質問に対し、なし・ありいずれかを○でかこんでください。

告知日現在、インスリン注射投与を受けている方は(あり)としてください。

身体障害者手帳をお持ちの場合は、その写しをご提出いただくこともありますのでご了承ください。

申込日現在の予定をご記入ください。(この欄に限り信用金庫職員の方が記入されてもかまいません)
被保険者が複数の場合は割合に応じた金額をご記入ください。

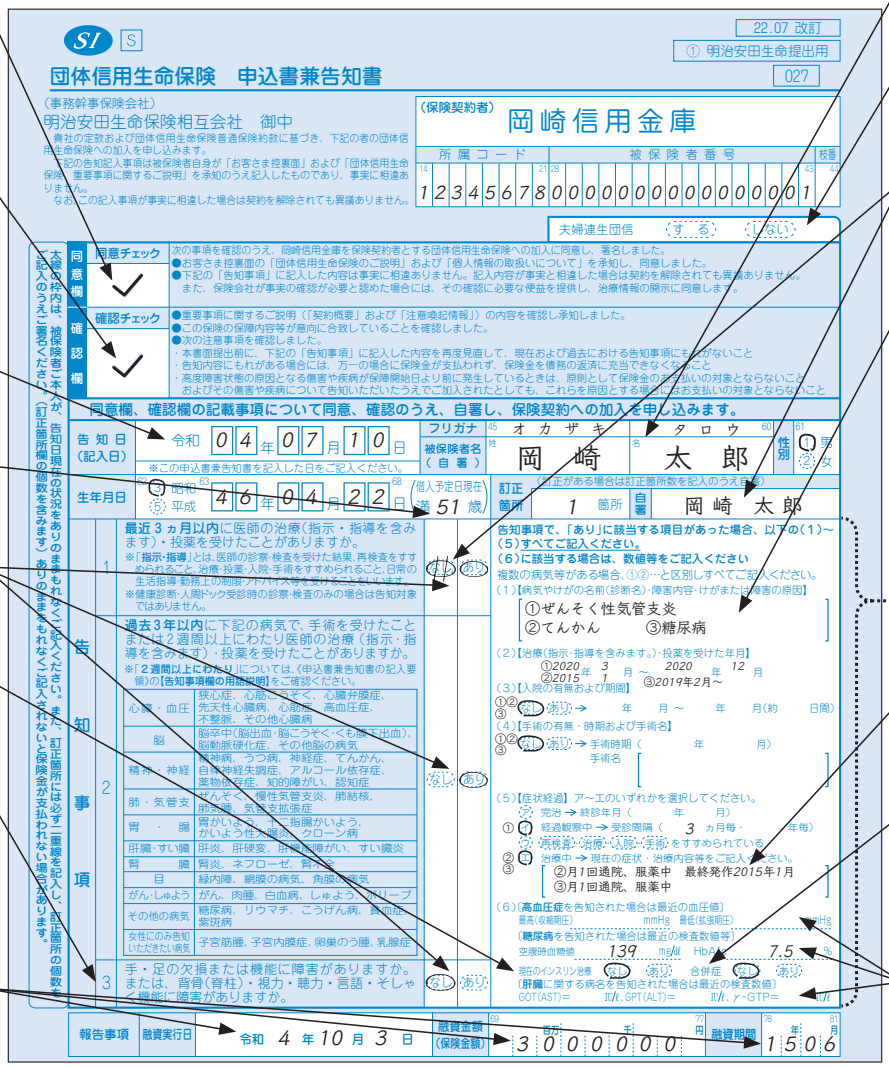

自筆でご記入ください。(ゴム印は使用しないでください)

「夫婦連生」を利用する場合は(する)、利用しない場合は(しない)を○で囲んでください。

訂正がある場合、訂正箇所数のご記入と自署(フルネーム)をしてください。

目の病気や視力障害のある方は、発症部位(左右・両眼)を病名に含め、あわせて左右の裸眼視力・きょう正視力をご記入ください。

告知事項第1～3項のいずれかで(あり)と答えた方は、病気やけがの名前・障害内容・けがまたは障害の原因等を詳しくご記入ください。
複数の病気等がある場合もそれぞれの病気について「①‥②‥」と区別しすべてご記入ください。

「てんかん」を告知された方は最終発作時期をご記入ください。

糖尿病性眼症・糖尿病性腎症・末梢神経障害等、糖尿病に起因する合併症がある場合は(あり)に該当します。

病気の名前(診断名)に「高血圧(症)」「糖尿病」「血糖値高め」「耐糖能異常」「肝臓に関する病気」を告知された方は、数値記入欄に最近の検査数値等をご記入ください。

【告知事項欄の用語説明および告知対象事例】

指示・指導とは

医師の診察・検査を受けた結果、再検査をすすめられること、治療・投薬・入院・手術をすすめられること、日常の生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることをいいます。

【告知対象となる事例】

○腹痛で受診、医師よりアルコールを控えるようアドバイスを受けた。
○医療機関を受診したが病名は告げられていない。「様子をみましょう」と言われた。
○医療機関を受診し、病名は＊＊＊＊との診断を受けた。「半年後にまた来てください」と言われた。

【告知対象外となる事例】

○人間ドックを受診したが結果はまだ知らない　　○人間ドックを受診した結果、異常なし
○健康診断・人間ドック受診時の診察・検査のみ

「2週間以上にわたり」とは

一連の病気やけがで、医師の治療(指示・指導を含みます。)や投薬を受け、転医、転科を含め、初診から終診までの継続加療期間で、医師の管理下にあった期間をいいます。(実際の診療日数ではありません。)過去3年以内に初診日が含まれていない場合でも、継続加療期間が3年以内に含まれている場合は、告知が必要です。また、2週間分以上の薬を処方されているときは、「2週間以上にわたり投薬を受けたこと」に該当いたします。

【告知対象となる事例】

○5年前に「狭心症」と診断され、現在まで発作の再発はなく、定期的な検査を受けている。
○10年前に「脳梗塞」を発症した。後遺症もなく日常生活に支障はないが、内服薬を処方され定期的に通院している。
○10年前に胃癌と診断され手術を受けた。その後再発・転移も無く現在は1年毎に通院し、経過観察を受けている。

【告知対象外となる事象について】

○完治後のかぜ・インフルエンザ　　○歯科医師(口腔外科は除く)による虫歯の治療・歯槽膿漏の治療
○色覚異常　　○完治後の急性虫垂炎の手術
○医師による治療として処方されたものではなく健康増進のための市販のビタミン剤の服用
○現在治療を受けていない花粉症・水虫　　○妊娠中および分娩後で定期健診のみ受診
○予防接種後の副反応および副反応疑いがない場合
○予防接種後に副反応または副反応疑いがあったとしても、医師による治療(指示・指導を含む)・投薬を受けていない場合

この申込書兼告知書(3枚複写)の太線の枠内は、被保険者が自筆でご記入のうえ、ご提出ください。

SI S

22.07 改訂

① 明治安田生命提出用

027

団体信用生命保険　申込書兼告知書

（事務幹事保険会社）
明治安田生命保険相互会社　御中

貴社の定款および団体信用生命保険普通保険約款に基づき、下記の者の団体信用生命保険への加入を申し込みます。
下記の告知記入事項は被保険者自身が「お客さま控裏面」および「団体信用生命保険　重要事項に関するご説明」を承知のうえ記入したものであり、事実に相違ありません。
なお、この記入事項が事実に相違した場合は契約を解除されても異議ありません。

（保険契約者）
岡崎信用金庫

所属コード	被保険者番号	枝番
14 … 21	28 … 43	44

夫婦連生団信　（す る）　（しない）

太線の枠内は、被保険者ご本人が、告知日現在の状況をありのままもれなくご記入ください。また、訂正箇所には必ず二重線を記入し、訂正箇所の個数をご記入のうえご署名ください。（訂正箇所欄の個数を含みます）ありのままをもれなくご記入されないと保険金が支払われない場合があります。

同意欄

同意チェック	次の事項を確認のうえ、岡崎信用金庫を保険契約者とする団体信用生命保険への加入に同意し、署名しました。 ●お客さま控裏面の「団体信用生命保険のご説明」および「個人情報の取扱いについて」を承知し、同意しました。 ●下記の「告知事項」に記入した内容は事実に相違ありません。記入内容が事実と相違した場合は契約を解除されても異議ありません。 また、保険会社が事実の確認が必要と認めた場合には、その確認に必要な便益を提供し、治療情報の開示に同意します。

確認欄

確認チェック	●重要事項に関するご説明（「契約概要」および「注意喚起情報」）の内容を確認し承知しました。 ●この保険の保障内容等が意向に合致していることを確認しました。 ●次の注意事項を確認しました。 ・本書面提出前に、下記の「告知事項」に記入した内容を再度見直して、現在および過去における告知事項にもれがないこと ・告知内容にもれがある場合には、万一の場合に保険金が支払われず、保険金を債務の返済に充当できなくなること ・高度障害状態の原因となる傷害や疾病が保障開始日より前に発生しているときは、原則として保険金のお支払いの対象とならないこと およびその傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、これらを原因とする場合にはお支払いの対象とならないこと

同意欄、確認欄の記載事項について同意、確認のうえ、自署し、保険契約への加入を申し込みます。

告知日（記入日）	令和　□□年□□月□□日 ※この申込書兼告知書を記入した日をご記入ください。	フリガナ	45 … 60	性別	61 ① 男 ② 女
		被保険者名（自署）	姓	名	
生年月日	62 ③ 昭和 ⑤ 平成　63 □□年□□月□□日 68	（借入予定日現在 満　歳）	訂正箇所	（訂正がある場合は訂正箇所数を記入のうえ自署） 箇所	自署

告知事項

1	**最近3ヵ月以内**に医師の治療（指示・指導を含みます）・投薬を受けたことがありますか。 ※「**指示・指導**」とは、医師の診察・検査を受けた結果、再検査をすすめられること、治療・投薬・入院・手術をすすめられること、日常の生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることをいいます。 ※健康診断・人間ドック受診時の診察・検査のみの場合は告知対象ではありません。	なし	あり
2	**過去3年以内**に下記の病気で、手術を受けたことまたは2週間以上にわたり医師の治療（指示・指導を含みます）・投薬を受けたことがありますか。 ※「**2週間以上にわたり**」については、《申込書兼告知書の記入要領》の**【告知事項欄の用語説明】**をご確認ください。	なし	あり
3	手・足の欠損または機能に障害がありますか。または、背骨（脊柱）・視力・聴力・言語・そしゃく機能に障害がありますか。	なし	あり

心臓・血圧	狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、高血圧症、不整脈、その他心臓病
脳	脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血）、脳動脈硬化症、その他脳の病気
精神・神経	精神病、うつ病、神経症、てんかん、自律神経失調症、アルコール依存症、薬物依存症、知的障がい、認知症
肺・気管支	ぜんそく、慢性気管支炎、肺結核、肺気腫、気管支拡張症
胃・腸	胃かいよう、十二指腸かいよう、かいよう性大腸炎、クローン病
肝臓・すい臓	肝炎、肝硬変、肝機能障がい、すい臓炎
腎臓	腎炎、ネフローゼ、腎不全
目	緑内障、網膜の病気、角膜の病気
がん・しゅよう	がん、肉腫、白血病、しゅよう、ポリープ
その他の病気	糖尿病、リウマチ、こうげん病、貧血症、紫斑病
女性にのみ告知いただきたい病気	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症

告知事項で、「あり」に該当する項目があった場合、以下の（1）～（5）すべてご記入ください。
（6）に該当する場合は、数値等をご記入ください
複数の病気等がある場合、①②…と区別しすべてご記入ください。

（1）【病気やけがの名前（診断名）・障害内容・けがまたは障害の原因】
［　　］

（2）【治療（指示・指導を含みます。）・投薬を受けた年月】
年　月 ～　年　月

（3）【入院の有無および期間】
（なし）（あり）→　年　月 ～　年　月（約　日間）

（4）【手術の有無・時期および手術名】
（なし）（あり）→ 手術時期（　年　月）
手術名［　　］

（5）【症状経過】ア～エのいずれかを選択してください。
（ア）完治 → 終診年月（　年　月）
（イ）経過観察中 → 受診間隔（　ヵ月毎・　年毎）
（ウ）再検査・治療・入院・手術をすすめられている
（エ）治療中 → 現在の症状・治療内容等をご記入ください。
［　　］

（6）〔**高血圧症**を告知された場合は最近の血圧値〕
最高（収縮期圧）　mmHg　最低（拡張期圧）　mmHg
〔**糖尿病**を告知された場合は最近の検査数値等〕
空腹時血糖値　mg/dl　HbA1c　%
現在のインスリン治療　（なし）（あり）　合併症　（なし）（あり）
〔**肝臓**に関する病名を告知された場合は最近の検査数値〕
GOT（AST）＝　IU/l、GPT（ALT）＝　IU/l、γ-GTP＝　IU/l

報告事項	融資実行日	令和　年　月　日	融資金額（保険金額）	69 百万 千 77 円	融資期間	78 年 81 月

信用金庫用欄

確認事項 ✓を記入
- □ 本件実行時点で他の団信付ローンとの通算債務残高が限度額以内
- □ 診断書提出基準　確認済
- □ 夫婦連生の場合　他の債務者氏名（　　）

備考

保険会社用欄

特記事項

告知査定諾否決定通知書	承諾	謝絶
上記被保険者について、右記のとおり決定いたしましたのでご通知いたします。 明治安田生命保険相互会社		

保存 ㊥ 永久　㊞71271　22.07（改訂）　9×2,050

22.07 改訂

② ご 契 約 者 控

027

団体信用生命保険　申込書兼告知書

（事務幹事保険会社）
明治安田生命保険相互会社　御中

貴社の定款および団体信用生命保険普通保険約款に基づき、下記の者の団体信用生命保険への加入を申し込みます。

下記の告知記入事項は被保険者自身が「お客さま控裏面」および「団体信用生命保険　重要事項に関するご説明」を承知のうえ記入したものであり、事実に相違ありません。

なお、この記入事項が事実に相違した場合は契約を解除されても異議ありません。

（保険契約者）
岡崎信用金庫

所属コード	被保険者番号	枝番
14 … 21	28 … 43	44

夫婦連生団信　（す る）　（しない）

太線の枠内は、被保険者ご本人が、告知日現在の状況をありのままもれなくご記入ください。また、訂正箇所には必ず二重線を記入し、訂正箇所の個数をご記入のうえご署名ください。（訂正箇所欄の個数を含みます）ありのままをもれなくご記入されないと保険金が支払われない場合があります。

同意欄

同意チェック

次の事項を確認のうえ、岡崎信用金庫を保険契約者とする団体信用生命保険への加入に同意し、署名しました。
●お客さま控裏面の「団体信用生命保険のご説明」および「個人情報の取扱いについて」を承知し、同意しました。
●下記の「告知事項」に記入した内容は事実に相違ありません。記入内容が事実と相違した場合は契約を解除されても異議ありません。
また、保険会社が事実の確認が必要と認めた場合には、その確認に必要な便益を提供し、治療情報の開示に同意します。

確認欄

確認チェック

●重要事項に関するご説明（「契約概要」および「注意喚起情報」）の内容を確認し承知しました。
●この保険の保障内容等が意向に合致していることを確認しました。
●次の注意事項を確認しました。
・本書面提出前に、下記の「告知事項」に記入した内容を再度見直して、現在および過去における告知事項にもれがないこと
・告知内容にもれがある場合には、万一の場合に保険金が支払われず、保険金を債務の返済に充当できなくなること
・高度障害状態の原因となる傷害や疾病が保障開始日より前に発生しているときは、原則として保険金のお支払いの対象とならないこと
およびその傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、これらを原因とする場合にはお支払いの対象とならないこと

同意欄、確認欄の記載事項について同意、確認のうえ、自署し、保険契約への加入を申し込みます。

告知日（記入日）	令和 □□年□□月□□日 ※この申込書兼告知書を記入した日をご記入ください。	フリガナ 被保険者名（自署）	45 … 60 姓　名
性別	61 ① 男 ② 女	生年月日	62 ③ 昭和 ⑤ 平成 63 □□年□□月□□日 68（借入予定日現在 満　歳）
訂正箇所	（訂正がある場合は訂正箇所数を記入のうえ自署） 箇所　自署		

告知事項

1	**最近3ヵ月以内**に医師の治療（指示・指導を含みます）・投薬を受けたことがありますか。 ※「**指示・指導**」とは、医師の診察・検査を受けた結果、再検査をすすめられること、治療・投薬・入院・手術をすすめられること、日常の生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることをいいます。 ※健康診断・人間ドック受診時の診察・検査のみの場合は告知対象ではありません。	（なし）	（あり）
2	**過去3年以内**に下記の病気で、手術を受けたことまたは2週間以上にわたり医師の治療（指示・指導を含みます）・投薬を受けたことがありますか。 ※「**2週間以上にわたり**」については、《申込書兼告知書の記入要領》の**【告知事項欄の用語説明】**をご確認ください。	（なし）	（あり）
3	手・足の欠損または機能に障害がありますか。または、背骨（脊柱）・視力・聴力・言語・そしゃく機能に障害がありますか。	（なし）	（あり）

心臓・血圧	狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、高血圧症、不整脈、その他心臓病
脳	脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血）、脳動脈硬化症、その他脳の病気
精神・神経	精神病、うつ病、神経症、てんかん、自律神経失調症、アルコール依存症、薬物依存症、知的障がい、認知症
肺・気管支	ぜんそく、慢性気管支炎、肺結核、肺気腫、気管支拡張症
胃・腸	胃かいよう、十二指腸かいよう、かいよう性大腸炎、クローン病
肝臓・すい臓	肝炎、肝硬変、肝機能障がい、すい臓炎
腎臓	腎炎、ネフローゼ、腎不全
目	緑内障、網膜の病気、角膜の病気
がん・しゅよう	がん、肉腫、白血病、しゅよう、ポリープ
その他の病気	糖尿病、リウマチ、こうげん病、貧血症、紫斑病
女性にのみ告知いただきたい病気	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症

告知事項で、「あり」に該当する項目があった場合、以下の（1）～（5）すべてご記入ください。
（6）に該当する場合は、数値等をご記入ください
複数の病気等がある場合、①②…と区別しすべてご記入ください。

（1）【病気やけがの名前（診断名）・障害内容・けがまたは障害の原因】
［　　］

（2）【治療（指示・指導を含みます。）・投薬を受けた年月】
年　月 ～　年　月

（3）【入院の有無および期間】
（なし）（あり）→　年　月 ～　年　月（約　日間）

（4）【手術の有無・時期および手術名】
（なし）（あり）→ 手術時期（　年　月）
手術名［　　］

（5）【症状経過】ア～エのいずれかを選択してください。
（ア）完治 → 終診年月（　年　月）
（イ）経過観察中 → 受診間隔（　ヵ月毎・　年毎）
（ウ）（再検査・治療・入院・手術）をすすめられている
（エ）治療中 → 現在の症状・治療内容等をご記入ください。
［　　］

（6）〔**高血圧症**を告知された場合は最近の血圧値〕
最高（収縮期圧）　mmHg　最低（拡張期圧）　mmHg
〔**糖尿病**を告知された場合は最近の検査数値等〕
空腹時血糖値　mg/dl　HbA1c　%
現在のインスリン治療　（なし）（あり）　合併症　（なし）（あり）
〔**肝臓**に関する病名を告知された場合は最近の検査数値〕
GOT（AST）＝　IU/l、GPT（ALT）＝　IU/l、γ-GTP＝　IU/l

報告事項	融資実行日	令和　年　月　日	融資金額（保険金額）	69 … 百万 … 千 … 77 円	融資期間	78 … 年 … 81 月	

信用金庫用欄

確認事項 ✓を記入
□ 本件実行時点で他の団信付ローンとの通算債務残高が限度額以内
□ 診断書提出基準　確認済
□ 夫婦連生の場合
他の債務者氏名（　　）

備考

保険会社用欄

特記事項

告知査定諾否決定通知書	承　諾	謝　絶
上記被保険者について、右記のとおり決定いたしましたのでご通知いたします。 明治安田生命保険相互会社		

22.07 改訂

③ お 客 さ ま 控

027

団体信用生命保険　申込書兼告知書

（事務幹事保険会社）
明治安田生命保険相互会社　御中

貴社の定款および団体信用生命保険普通保険約款に基づき、下記の者の団体信用生命保険への加入を申し込みます。

下記の告知記入事項は被保険者自身が「お客さま控裏面」および「団体信用生命保険　重要事項に関するご説明」を承知のうえ記入したものであり、事実に相違ありません。

なお、この記入事項が事実に相違した場合は契約を解除されても異議ありません。

（保険契約者）
岡崎信用金庫

所属コード	被保険者番号	枝番

夫婦連生団信　（す る）　（しない）

太線の枠内は、被保険者ご本人が、告知日現在の状況をありのままもれなくご記入ください。また、訂正箇所には必ず二重線を記入し、訂正箇所の個数をご記入のうえご署名ください。（訂正箇所欄の個数を含みます）ありのままをもれなくご記入されないと保険金が支払われない場合があります。

同意欄

同意チェック	次の事項を確認のうえ、岡崎信用金庫を保険契約者とする団体信用生命保険への加入に同意し、署名しました。 ●お客さま控裏面の「団体信用生命保険のご説明」および「個人情報の取扱いについて」を承知し、同意しました。 ●下記の「告知事項」に記入した内容は事実に相違ありません。記入内容が事実と相違した場合は契約を解除されても異議ありません。 また、保険会社が事実の確認が必要と認めた場合には、その確認に必要な便益を提供し、治療情報の開示に同意します。

確認欄

確認チェック	●重要事項に関するご説明（「契約概要」および「注意喚起情報」）の内容を確認し承知しました。 ●この保険の保障内容等が意向に合致していることを確認しました。 ●次の注意事項を確認しました。 ・本書面提出前に、下記の「告知事項」に記入した内容を再度見直して、現在および過去における告知事項にもれがないこと ・告知内容にもれがある場合には、万一の場合に保険金が支払われず、保険金を債務の返済に充当できなくなること ・高度障害状態の原因となる傷害や疾病が保障開始日より前に発生しているときは、原則として保険金のお支払いの対象とならないこと およびその傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、これらを原因とする場合にはお支払いの対象とならないこと

同意欄、確認欄の記載事項について同意、確認のうえ、自署し、保険契約への加入を申し込みます。

告知日（記入日）	令和　□□年□□月□□日 ※この申込書兼告知書を記入した日をご記入ください。	フリガナ 被保険者名（自署）	姓　名	性別	◯男 ◯女
生年月日	◯昭和 ◯平成　□□年□□月□□日	（借入予定日現在 満　歳）	訂正箇所	（訂正がある場合は訂正箇所数を記入のうえ自署） 箇所	自署

告知事項

1	**最近3ヵ月以内**に医師の治療（指示・指導を含みます）・投薬を受けたことがありますか。 ※「**指示・指導**」とは、医師の診察・検査を受けた結果、再検査をすすめられること、治療・投薬・入院・手術をすすめられること、日常の生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることをいいます。 ※健康診断・人間ドック受診時の診察・検査のみの場合は告知対象ではありません。	◯なし	◯あり
2	**過去3年以内**に下記の病気で、手術を受けたことまたは2週間以上にわたり医師の治療（指示・指導を含みます）・投薬を受けたことがありますか。 ※「**2週間以上にわたり**」については、《申込書兼告知書の記入要領》の**【告知事項欄の用語説明】**をご確認ください。	◯なし	◯あり
3	手・足の欠損または機能に障害がありますか。または、背骨（脊柱）・視力・聴力・言語・そしゃく機能に障害がありますか。	◯なし	◯あり

心臓・血圧	狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、高血圧症、不整脈、その他心臓病
脳	脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血）、脳動脈硬化症、その他脳の病気
精神・神経	精神病、うつ病、神経症、てんかん、自律神経失調症、アルコール依存症、薬物依存症、知的障がい、認知症
肺・気管支	ぜんそく、慢性気管支炎、肺結核、肺気腫、気管支拡張症
胃・腸	胃かいよう、十二指腸かいよう、かいよう性大腸炎、クローン病
肝臓・すい臓	肝炎、肝硬変、肝機能障がい、すい臓炎
腎臓	腎炎、ネフローゼ、腎不全
目	緑内障、網膜の病気、角膜の病気
がん・しゅよう	がん、肉腫、白血病、しゅよう、ポリープ
その他の病気	糖尿病、リウマチ、こうげん病、貧血症、紫斑病
女性にのみ告知いただきたい病気	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症

告知事項で、「あり」に該当する項目があった場合、以下の（1）～（5）すべてご記入ください。
（6）に該当する場合は、数値等をご記入ください
複数の病気等がある場合、①②…と区別しすべてご記入ください。

（1）【病気やけがの名前（診断名）・障害内容・けがまたは障害の原因】
［　　］

（2）【治療（指示・指導を含みます。）・投薬を受けた年月】
年　月 ～　年　月

（3）【入院の有無および期間】
◯なし ◯あり →　年　月 ～　年　月（約　日間）

（4）【手術の有無・時期および手術名】
◯なし ◯あり → 手術時期（　年　月）
手術名［　　］

（5）【症状経過】ア～エのいずれかを選択してください。
◯ア 完治 → 終診年月（　年　月）
◯イ 経過観察中 → 受診間隔（　ヵ月毎・　年毎）
◯ウ 再検査・治療・入院・手術をすすめられている
◯エ 治療中 → 現在の症状・治療内容等をご記入ください。
［　　］

（6）〔**高血圧症**を告知された場合は最近の血圧値〕
最高（収縮期圧）　mmHg　最低（拡張期圧）　mmHg
〔**糖尿病**を告知された場合は最近の検査数値等〕
空腹時血糖値　mg/dl　HbA1c　%
現在のインスリン治療　◯なし　◯あり　合併症　◯なし　◯あり
〔**肝臓**に関する病名を告知された場合は最近の検査数値〕
GOT（AST）＝　IU/l、GPT（ALT）＝　IU/l、γ-GTP＝　IU/l

報告事項	融資実行日	令和　年　月　日	融資金額（保険金額）	百万　千　円	融資期間	年　月

信用金庫用欄

確認事項 ✓を記入
- □ 本件実行時点で他の団信付ローンとの通算債務残高が限度額以内
- □ 診断書提出基準　確認済
- □ 夫婦連生の場合 他の債務者氏名（　　）

備考

「申込書兼告知書（③お客さま控）」・「団体信用生命保険　重要事項に関するご説明（「契約概要」および「注意喚起情報」）」は、大切な書類ですので必ず融資手続時の書類とあわせて保管してください。

㊐71271　22.07（改訂）　9×2,050

団体信用生命保険のご説明

１．団体信用生命保険とは

この保険は、岡崎信用金庫を保険契約者および保険金受取人とし、その岡崎信用金庫から住宅ローン等の融資を受けている債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に死亡または所定の高度障害状態に該当されたとき、引受生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である岡崎信用金庫に支払い、その保険金が被保険者の債務の返済に充当されます。

従いまして、**ご家族の方々にも、この保険の内容についてあらかじめご説明願います。**

ご夫婦で連帯債務の場合、ご夫婦のそれぞれが所定の加入条件を満たした場合に夫婦連生を利用してのご加入も可能です。

２．団体信用生命保険への加入手続き

この保険への加入申込の際に、この「申込書兼告知書」でおたずねする現在の健康状態や過去の病歴などについて、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といいます。この書面による告知は、事務幹事保険会社がご加入をお引き受けするかどうかを決める重要な事項ですので、**必ず被保険者ご本人が、ありのままを正確にもれなくご記入ください。**

融資金額（保険金額）が所定の金額を超える場合は、事務幹事保険会社所定の専用診断書をご提出していただいたり、告知の内容によっては、医師の診断書等を追加してご提出いただきます。

なお、現在および過去の健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。

また、ご提出いただいた「申込書兼告知書」や診断書等は返却いたしませんので、あわせてご了承ください。

３．保障開始日について

保障開始日は、融資実行日または事務幹事保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。

借り換え融資の場合は、あらためて団体信用生命保険契約（特約付の団体信用生命保険を含む）にご加入いただくことになりますので、借り換え日または事務幹事保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日が新たな保障開始日となります。

このため、**借り換え前にご加入いただいていた団体信用生命保険契約からの継続的な保障はありません**ので十分ご留意ください。

４．告知義務違反による解除について

「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって、「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったかまたは事実と異なることを告知された場合、保障開始日から２年以内については「告知義務違反」として解除される場合があります（お支払事由が発生した後であっても解除される場合があります）。なお、告知義務違反の内容が特に重大な場合、保障開始日から２年を超えていたとしても詐欺による取り消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。

５．保険金のお支払いについて

被保険者が保険期間中に次のいずれかに該当された場合、岡崎信用金庫に所定の保険金が支払われます。

(1) 死亡されたとき

(2) 保障開始日以後の傷害または疾病により、次のいずれかの高度障害状態に該当されたとき

① 両眼の視力を全く永久に失ったもの

② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

③ 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

④ 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

⑦ １上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

⑧ １上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

※用語の説明については、重要事項に関するご説明Ｐ３の「3. 保険金のお支払いについて」の（備考）をご参照ください。

６．保険金が支払われない場合

被保険者が次のような事由に該当する場合には、保険金のお支払いができないことがあります。

(1) 保障開始日から1年以内に自殺されたとき

(2) 被保険者の故意により高度障害状態に該当されたとき

(3) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態に該当されたとき

(4) 戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当されたとき

(5) 告知義務違反による解除（「4. 告知義務違反による解除について」をご参照ください）

(6) 詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合

(7) 重大事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められた場合等を含む）

(8) 保障開始日よりも前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき**（その傷害や疾病を告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません）**

(9) 夫婦連生被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意により、他方の被保険者が死亡または高度障害状態に該当されたとき

７．保険金のお支払事由が発生した場合の手続き

(1) 万一、被保険者にお支払事由が生じた場合には、保険金受取人である岡崎信用金庫からの請求に応じて保険金のお支払いを行いますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに岡崎信用金庫の窓口にご連絡いただく必要があります。従って、**保険の内容についてご家族の方々にもあらかじめご説明ください。**ご連絡が遅れた場合、または岡崎信用金庫へのご返済が遅延している場合には、保険金を債務に充当後も利息等の一部について債務が残ってしまうことがあります。

(2) お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、事務幹事保険会社ホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/）等にも記載しておりますのであわせてご確認ください。

(3) 保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから３年間請求がないときには消滅しますのでご注意ください。また、被保険者の治療情報等について生命保険会社が医療機関等へ事実の確認を行なうことがあります。その事実の確認に際し、被保険者等が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、生命保険会社は確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金をお支払いいたしません。

(4) 死亡保険金または高度障害保険金は、保険金受取人からの請求に基づいて支払われます。保険金額はお支払事由該当時の債務残高を基準に定まりますので、両方の保険金のお支払事由に該当していた場合、該当時期が異なることにより死亡保険金と高度障害保険金の保険金額が異なる場合があります。例えば、高度障害保険金のお支払事由該当後も高度障害保険金のご請求のないまま債務のご返済を継続されてお亡くなりになられた場合は、高度障害保険金のお支払事由該当時の債務残高が、死亡時の債務残高を上回ることとなります。
その状況において、高度障害保険金でなく死亡保険金でのご請求がありますと、高度障害保険金よりも少額の死亡保険金が支払われることとなってしまいますので、十分ご留意願います。

８．この保険からの脱退について

被保険者が次のような事由等に該当された場合、この保険契約から脱退となります。

(1) 債務（融資金額）を完済されたとき

(2) 死亡または所定の高度障害状態に該当されたとき

(3) 所定の年齢に達したとき（夫婦連生の場合、ご夫婦いずれかの被保険者が所定の年齢に達したときは、以降は他方の被保険者おひとりでの保障が継続されます。）　等

９．引受生命保険会社について

団体信用生命保険は、保険契約者が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。

この保険契約が共同取扱契約の場合は、事務幹事保険会社が他の引受生命保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受生命保険会社はそれぞれの引受割合（引受金額）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負うものであり、相互に連帯しません。

なお、引受生命保険会社および引受割合（引受金額）は変更となることがあります。引受生命保険会社については、岡崎信用金庫へお問い合わせください。

10．ご注意いただきたい点について

この団体信用生命保険には、他のご融資も含め、被保険者ひとりあたりの保険金額に所定の限度額があります。また、今回のお申込みとは別の団体信用生命保険（３大疾病保障特約付団体信用生命保険、がん保障特約付団体信用生命保険等を含む）にご加入の場合、通算した所定の限度額もあります。いずれの場合も、限度額を超えたお申込みは無効となります。なお、所定の限度額については、岡崎信用金庫にご確認ください。

（事務幹事保険会社）明治安田生命保険相互会社

個人情報の取扱いについて　－保険契約者と生命保険会社からのお知らせ－

この「申込書兼告知書」に記載の個人情報〈氏名、性別、生年月日、健康状態等〉（以下､「個人情報」といいます。)は、本書面に記載の保険契約者である岡崎信用金庫（以下､「契約者」といいます。)が取得し、ローン残高とともに契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。)に提供いたします。（ご提出いただいた医師の診断書等の個人情報も含みます。）

契約者は、当該保険の運営において入手する被保険者の個人情報を、本保険契約の事務手続き（申込・諾否決定の確認・保険金請求計算等の維持管理）に利用します。

生命保険会社は、契約者から提供された被保険者の個人情報を、各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用(*)し、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、被保険者の個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

引受生命保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、被保険者の個人情報は変更後の引受生命保険会社に提供されます。

なお、事務幹事保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/）をご参照ください。

（＊）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他の必要と認められる目的に利用目的が限定されています。